



発行日 2023.10.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

「暑さ寒さも彼岸まで」と言いますが、お彼岸ころから朝夕は凌ぎやすくなりました。しかし日中はまだまだ暑い日がありますね。体調管理が大変です。コロナとともにインフルエンザも流行っています。みなさま方もどうぞご自愛ください。

私事で恐縮ですが、プロ野球の覇者のチームが18年ぶりにアレ(リーグ優勝)しました。翌日の新聞5紙買いました。子供のようにはしゃいでいます。

さて、10月号をお届けします。ご興味のあるところだけで結構です。ご覧ください。



ハス【フライエ(名古屋市)】2023.9.14 撮影

【INDEX】

■雇用保険に関する最新情報	
雇用保険手続きにおける事業主印の押印廃止について	1
■健康保険に関する最新情報	
定期健康診断項目の見直しについて	2
■年末調整に関する最新情報	
年末調整がよくわかるページ(令和5年分)が開設されました	2
■特集	
令和6年度厚生労働省所管予算概算要求について	3
■日経新聞拾い読み	
年収の壁抜本対策先送り	4
□PRIVATE	
幌尻岳 雲ノ平・黒部源流	4

■雇用保険に関する最新情報

雇用保険手続きにおける事業主印の押印廃止について

9月7日、第182回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が開催され、一部の手続きで存続していた雇用保険手続きにおける事業主印の押印の廃止等を行うための雇用保険法施行規則の改正省令案要綱の諮問が行われました。

【改正の趣旨】

雇用保険手続きにおける押印の必要性について改めて整理を行い、申請者及び公共職業安定所の双方の負担を軽減する観点から金融機関に対する届出印等の一部を除き、事業主の押印をすべて廃止する。

【存続していた様式】

行政手続きの押印は令和2年度に原則廃止されましたが、雇用保険手続きにおける押印のうち、以下の手続きについて押印が存続していました。

- あらかじめ登録された印影と照合する手続き
(例：事業所設置届、事業所各種変更届等の事業主印)
- 労働者が申請するものであるが、事業主の証明により支給要件を満たすことを確認する必要があり、その真正性を確保する必要がある手続き

(例：再就職手当支給申請書、就業促進定着手当支給申請書等の事業主印)

【今般の廃止する様式】

今般の改正は、以下の手続きに関する様式を改正し、金融機関に対する届出印等の一部を除き、事業主印の押印をすべて廃止するものです。

- 再就職手当の支給申請手続(様式第29号の2)
- 就職促進定着手当の支給申請手続(様式第29号の2の2)
- 常用就職支度手当の支給申請手続(様式第29号の3)
- 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の支給申請手続(様式第33号の3及び様式第33号の4)

具体的には、様式の「印」を削除するとともに、改ざん等の抑止力を確保するため、様式中に「(注)記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。」との表示が行われます。

令和5年10月1日より施行されます。

■健康保険に関する最新情報 定期健康診断項目の見直しについて

この会社でも年に一度は定期健康診断が行われていると思いますが、この健康診断について、厚生労働省が検査項目を見直すことを議論します。この秋から検討会を立ち上げて議論し、早ければ2025年度から検査項目を入れ替えて実施するとされています。

【廃止または変更が指摘されている主な項目】

○胸部X線検査

1972年に結核の発見を目的として始まりましたが、現在では結核は減っており、肺炎や肺がんを調べるためにやっています。しかし、X線検査による肺がんの発見は精度が低く、無駄ではないかといわれるようになりました。OEC D（経済協力開発機構）も、2019年に「日本の健診は無駄な検査や不要なX線被ばくなどが生じている可能性がある」と指摘しています。胸部X線検査に代わる案としては、被ばく量の少ない胸部CT検査が挙げられており、しかもCT検査だとX線で見つけられないがんも見つけられるとのこと。

○心電図検査

年齢の高い方は不整脈や心筋梗塞の恐れがあるため心電図検査をやったほうがいいのかもかもしれませんが、若い世代では異常が見つかるケースが非常に少ないそうです。今の健康診断はどの世代も同じ心電図検査をやっていますが、年齢を区切ってやったほうが良いといわれています。

○空腹時血糖検査

問題なのはどちらかというと食後の高血糖（隠れ糖尿病）で、放置すると脳卒中や心臓疾患にもなるので、食べた後の血糖値の状態がわかる検査もしたほうが良いといわれています。

【加えた方が良いと指摘されている主な項目】

○骨密度検査

骨粗鬆症になると寝たきりになって認知症にも影響するため、加えるべきだという声が多くあります。

○月経困難症や更年期障害など女性に特化した項目

「女性版骨太の方針2023」にも盛り込まれました。症状に個人差があることから、まずは医師の問診に追加する方法が有力です。

【見直し項目】

見直し	検査項目
検査項目の削除	胸部X線、喀痰、心電図、空腹時血糖、血清トリグリセリド
検査項目の追加	うつ病、C型肝炎
検査方法の変更	血圧、胃がん、肺がん
検査間隔の変更	血中脂質、HbA1c
対象の限定(年齢)	がん検診
対象の限定(リスク評価)	骨粗鬆症、慢性腎臓病

■年末調整に関する最新情報

年末調整がよくわかるページ（令和5年分）が開設されました

9月22日、国税庁は、**年末調整がよくわかるページ（令和5年分）**を開設されました。

源泉徴収義務者向けに、次の情報が提供されています。

- 年末調整の概要の説明
- 動画による説明（9月25日午前9時時点では令和5年分は未公開）
- パンフレット「令和5年分 年末調整のしかた」
- 各種様式・記載例
- 年末調整手続の電子化
- キャッシュレス納付
- 源泉徴収票等の法定調書の提出方法

上記パンフレットでは、令和5年1月からの改正点である「扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直し」について、次のように解説しています。

- (1) 令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。
 - イ 年齢16歳以上30歳未満の人
 - ロ 年齢70歳以上の人
 - ハ 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
 - (ロ) 障害者
 - (ハ) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人
- (2) 年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記(1)に該当する

場合には、その扶養親族に係る確認書類を、給与の支払者に提出し、または提示する必要があります。

なお、本年の年末調整についても、「税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。」と案内されています。

令和6年度厚生労働省所管予算概算要求について

8月31日、令和6年度厚生労働省所管予算概算要求に関する資料が公表されました。

ここでは、令和6年度の主要施策として掲げられた下記Ⅱの主な新規事業をピックアップして紹介させていただきます。

令和6年度の主要施策

I 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

Ⅱ 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

Ⅲ 包摂社会の実現

上記Ⅱの内訳は、次のとおりです（（ ）内は令和5年度当初予算額）。

■ 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

○ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

・最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 677億円（625億円）

○ リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

・リ・スキリングによる能力向上支援 1,468億円（1,379億円）
 ・個々の企業の実態に応じた職務給の導入 0.6億円
 ・成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 619億円（614億円）

○ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

・フリーランスの就業環境の整備 6.2億円（3.8億円）
 ・「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 147億円（141億円）
 ・ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 144億円（122億円）
 ・仕事と育児・介護の両立支援 200億円（162億円）
 ・多様な人材の就労・社会参加の促進 955億円（945億円）
 ・就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援 801億円（738億円）

■ 主な新規事業

【非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施】 3.3億円

・対象者：主に非正規雇用労働者 720名（80人×9コース）
 ・実施方法等：受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせることを想定
 ・総訓練時間・受講可能期間：150時間程度。受講可能期間最大9カ月
 ・受講継続等の支援策：実施機関において、受講継続奨励や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施

【デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業】 13億円

OFF-JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている下記①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。（事業実施期間：令和6年度～7年度）

- ① 他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者
- ② IT以外の産業分野の企業内DX推進人材

【職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報】 62百万円

・職務給の導入の企業への周知広報に当たっては、事例集だけではなく、個々の企業の参考となるよう、職務給を導入の際の留意点等をまとめるとともに、リーフレット等により丁寧に周知する必要がある。
 ・民間企業の配偶者手当について、今後は、特に中小企業や小規模企業が実際に見直しをできるよう、リーフレット等による周知とともに、専門家による助言等の実効性ある取組みを併せて実施する必要がある。
 ・職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、職務給導入の際の留意点をまとめる等の調査研究、リーフレット等による周知・広報、社会保険労務士等の専門家を労働局や民間企業が実施するセミナー等への派遣を実施する。

【副業・兼業の事例集作成】 19百万円

・副業・兼業が労働者にとってのキャリアアップ・スキルアップにつながり、自社にもメリットがある事例を集めた事例集を作成し、企業には社員の副業・兼業が自社のメリットになることを周知し、また労働者に対しても副業・兼業が自身のキャリアアップ・スキルアップにつながることを周知する。

■日経新聞拾い読み 年収の壁抜本対策先送り(2023.9.26)

企業助成1人50万円、来月から 年金改革へ「つなぎ」

政府は年収が一定額に達すると社会保険料が発生して手取りが減る「年収の壁」の対応策をまとめた。賃上げなどで労働者の収入が減らないよう企業に1人あたり最大50万円を助成するのが柱。今回の対策は3年程度の時限措置で、2025年に予定する制度改正で抜本改革に踏み切れるかが問われる。

足元で賃上げが進まなか、年収の壁に引っかからないよう就業時間を減らすパートや派遣社員が増えている。新たな対策で深刻な人手不足に歯止めをかけるとともに、優遇策を通じて企業にさらなる賃上げを促す。壁には大きく年収に応じて「103万円」

「106万円」「130万円」の3つがあり、額ごとに対策を講じる。保険料負担が大きい106万円の壁向けに、政府は助成制度を設ける。

岸田文雄首相は25日、「まずは106万円の壁を乗り越えるための支援策を強力に講じていく」と強調した。週内に正式に決める。

従業員101人以上の企業に勤める労働者は月額賃金が8.8万円以上などの要件を満たすと配偶者の扶養を外れる。壁を越えると約15万円の負担が発生するため、厚生労働省は年収換算で約106万円の壁の

付近で就業時間を調整して手取りが減らないようにする人が最大60万人いると試算する。

新たな対応策では手取りの減少を補うため、従業員が負担すべき保険料の増加分を手当として支給したり、基本給の増額と労働時間の延長に取り組んだりする企業を助成する。

例えば、賃金の15%以上分を従業員に追加で支給すれば1~2年目でそれぞれ20万円、3年目にも一定の要件を満たせば10万円を助成する。扶養から外れた労働者の社会保険料分を、手当の支払いで支援した企業も支援する。実際の支給は最も早く24年4月となる見通しだ。大企業の助成額は中小企業の4分の3になる。(後略)

8月号の特集でもご案内させていただきましたが、10月から助成制度が開始されるようです。新聞にもありますように抜本的な改正は先送りです。今回の助成制度を活用するとしても、新たな壁ができることになりまし、自ら保険料を納める労働者との公平性が保たれないなど、根本的な解決になっていません。

第3号被保険者制度を改廃して、収入に関係なくすべての労働者に保険料負担を求めることは、ハードルが高いと思いますが、女性の社会進出とともに時代は変わっています。抜本改正が必要と考えますが……。

□PRIVATE

幌尻岳

北海道の日高山脈にそびえる幌尻岳に登ってきました。日本百名山の中でも最難関の山といってもいいです。悪路の林道を車で2時間で一つ目の避難小屋、そこからさらに林道を19km歩き、登山口のある避難小屋へ。4日間電波の届かないエリアでした。



幌尻岳頂上



登山口の新冠ポロシリ山荘

雲ノ平・黒部源流

山好きの人なら一度は行ってみたい北アルプスの最深部雲ノ平と黒部源流のを巡ってきました。3度目のリベンジです。富山県の折立登山口から岐阜県の新穂高温泉

まで、4日間かけて大縦走しました。かなりの体力を必要としますが、雲ノ平の絶景、黒部源流を目のあたりにして感無量です。



祖母岳から雲ノ平パノラマ



雷鳥と出会う

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)